

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月28日 10時30分ごろ
発生場所	京都府宮津市栗田 <sup>くんだ</sup> 漁港南南東方沖 宮津港鶴賀防波堤灯台から真方位092° 2.3海里付近 (概位 北緯35° 32.2′ 東経135° 14.8′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、東南東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年9月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.4m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡れ損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、風が強くなってきたので釣り場を移動する目的で東南東進中、船首方から波を受け、船首部に座っていた同乗者が体勢を崩して左舷側に重心が偏った際、左舷船首方から海水が舷縁を越えて打ち込んだ。</p> <p>本船は、左舷船首方から再度海水が舷縁を越えて入ってきて水船状態となり、操縦者は、このままでは転覆は免れないと思い、同乗者と共に海中に飛び込んだところ、本船は更に波を受けて転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、約200m泳いで海岸にたどり着き、同乗者が防水パックに入れていた携帯電話で110番通報をした。また、操縦者の携帯電話は濡れて使用できない状態であった。</p> <p>本船は、船首部、中央部及び船尾部に3分割する2人乗りのミニボートに2馬力の船外機を搭載し、2人乗船したときの乾舷が約40cmであり、転覆後、船体中央部が沈没して行方不明となった。</p> <p>操縦者は、ふだん、同乗者に船体後方に移動してもらって船首を浮上させて航行していたが、本事故当時、同乗者が船首部に座ったままの状態だったので、ふだんより船首部が下がった状態だったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者は、船体のバランスを保つため、サイドフロートを取り付けていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、国土交通省の型式承認を受けた固型式の救命胴衣を着用していた。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、北東の風風力3、波高約1.0mの状況下、東南東進中、船首方から波を受けた際、船首部に座っていた同乗者が体勢を崩して左舷側に重心が偏ったことから、左舷船首方から波を受けて浸水し、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、北東の風風力3、波高約1.0mの状況下、東南東進中、船首方から波を受けた際、船首部に座っていた同乗者が体勢を崩して左舷側に重心が偏ったため、左舷船首方から波を受けて浸水し、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの乗船者は、船体が風波の影響を受けやすいので、波を受けても体勢を崩さないように、船体につかまるなどして体勢を保つこと。</li> <li>・ミニボートの所有者は、ミニボートは重心の偏りで傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。</li> <li>・ミニボートの乗船者は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置が施された携帯電話を携帯すること。</li> </ul>